

奈良県告示第二百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和七年八月二十六日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
生駒胃腸科肛門科診療所	生駒市本町七一〇	令和七年六月三十日
医療法人想仁会なかにし形成外科クリニック	生駒市元町一丁目三―二二ア クタスビル四階	令和七年六月三十日
まるはしファミリークリニック	香芝市五位堂三丁目四三六―一	令和七年六月三十日
マツオメデイカルクリニック	生駒市ひかりが丘一丁目一―一	令和七年七月二日